

児童手当の現況届は提出済ですか？！

問 こども家庭課
☎内線1732、1733

① 児童手当現況届の提出

現在児童手当を受けている方は、6月以降の支給について、引き続き受給要件があるかを確認するために、**現況届**を提出していただく必要があります。まだ提出されていない方は、早急にこども家庭課へ提出をお願いします。提出が遅れますと、10月の定期支払いに間に合わず、支払いが遅れる場合がありますのでご注意ください。

また、対象者には、ご案内の通知(必要書類など含む)を6月1日付で発送いたしますのでご確認ください。
◆**郵送で提出する場合** 郵送でも受け付けますが、次の点に注意し、こども家庭課まで送付してください。
①封筒に「現況届、在中」と記入してください。
②現況届の記載欄の電話番号を必ず記入してください。
③郵送する書類を再確認願います。不備がある場合は受け付けできません。

② 平成27年度の児童手当制度

◆**支給対象** 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

| 児童の年齢 | 児童手当の額 (1人当たり月額) |
|--------------------|--------------------------------|
| 3歳未満 | 一律15,000円 |
| 3歳以上 小学校 修了前 | 10,000円 (第3子以降は 15,000円) |
| 中学生 | 一律10,000円 |

◆**支給額**
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5000円を支給します。(例)：妻および児童2人を扶養している場合、所得制限限度額は、736万円。
※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

子育て世帯臨時特例給付金について

問 こども家庭課
☎内線1732、1733

子育て世帯臨時特例給付金とは…

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

① 支給要件

◆**支給対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。公務員の方は、平成27年6月分の児童手当を所属庁から受給される方で、平成27年5月31日時点で牛久市に住民票がある方が対象です。
※特例給付(児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。
◆**対象児童** 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
◆**支給額** 対象児童1人につき3000円

② 申請方法

◆**申請先** 牛久市役所こども家庭課
◆**申請期間** 平成27年6月1日(月)～12月1日(火)
◆**※申請期間を過ぎると受け付けできませんので、ご注意ください！**
◆**提出書類**
・牛久市から児童手当を受給される方…申請書(児童手当の現況届の裏面)
◆**※ご署名をお忘れなく！**
・公務員の方…①申請書(公務員用)※受給状況証明欄に所属庁の証明済のもの。②振込口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)※ただし、平成26年度子育て世帯臨時特例給付金を牛久市に申請し、そのときと同一口座を希望する場合は、必要ありません。

◆**受け取り方法** 10月以降に振り込み予定

